

社会福祉法人三重県厚生事業団役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三重県厚生事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、月額報酬及び賞与を支給する。
- (2) 前項に定めるもののほか、常勤役員には、通勤手当を支給する。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 月額報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、事業団職員給与支給規程（以下「職員給与支給規程」という。）に準じて支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第3に定める額とする。

(事業団職員給与との併給)

第5条 事業団の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 月額報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とし、職員給与支給規程に準じて支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席又は出勤した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から月額報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの月額報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の月額報酬額については、その月の総日数から休日、土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの月額報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第9条 役員等が職務のため出張をしたときは、事業団職員旅費規則に準じて、旅費を支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。

別表1 (常勤役員等の月額報酬)

役職名	月額報酬
理事長	510,600円
理事	477,200円

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	月額報酬×2.1か月分
12月の賞与	月額報酬×2.35か月分

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査への出席	20,000円
評議員会及び理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円